

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20221124	株式会社 永友(法人番号9010601039205)代表者福田正己	東京都江戸川区南葛西6-33-8	茨城	茨城県坂東市沓掛5738-1	事業許可の取消し	点呼記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和4年3月15日、同年4月25日及び同年5月20日、監査を実施。9件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) (2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条) (3)点呼記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) (4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項) (5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条) (6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) (7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4) (8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) (9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	84	84

※事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。